

○ 住民基本台帳法の一部改正に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る被保険者証等の氏名表記の取扱いについて（平成 23 年 11 月 4 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
住民基本台帳法の一部改正に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る<u>資格確認書</u>等の氏名表記の取扱いについて 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号。以下「改正法」という。）が平成 21 年 7 月 15 日に公布され、<u>平成 24 年 7 月 9 日に施行されていますが、</u>取扱いの例については「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究最終報告」（平成 22 年 1 月総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室）において示されており、在留カードや特別永住者証明書に倣って原則としてアルファベット表記となり、漢字圏の外国人住民の場合は、アルファベットの氏名の後に正字化された漢字氏名も記載される場合があります。また、通称名については、住民票の記載項目ではありませんが、転出証明書、他の立証資料で使用実態が確認できれば、運用上、備考として記載できることにしています。 こうした住民票における取扱いを踏まえ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る<u>資格確認書</u>等に表記する氏名については、従来から、その表記方法について特段の定めを行っていないことから、改正法施行後も、引き続き、保険者の判断による表記方法で、氏名表記を行って差し支えありませんので、広域連合におかれては適切に対応いただくとともに、都道府県におかれては、その旨、貴管内市町村に周知いただきますようお願いします。	住民基本台帳法の一部改正に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る<u>被保険者証</u>等の氏名表記の取扱いについて 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号。以下「改正法」という。）が平成 21 年 7 月 15 日に公布され、<u>公布の日から 3 年以内に施行されることになっていますが、</u>現行の外国人登録制度に代えて、<u>新たに改正法の適用対象となる外国人住民の住民票に記載する氏名については、総務省においても統一的な表記方法は示さない予定と承知しています。</u> <u>ただし、</u>取扱いの例については「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究最終報告」（平成 22 年 1 月総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室）において示されており、在留カードや特別永住者証明書に倣って原則としてアルファベット表記となり、漢字圏の外国人住民の場合は、アルファベットの氏名の後に正字化された漢字氏名も記載される場合があります。また、通称名については、住民票の記載項目ではありませんが、転出証明書、他の立証資料で使用実態が確認できれば、運用上、備考として記載できることにしています。 こうした住民票における取扱いを踏まえ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る<u>被保険者証</u>等に表記する氏名についても、<u>住民票と同様にアルファベット及び正字化された漢字氏名を併記するといった対応の必要等について照会が寄せられているところですが、被保険者証等については、</u>従来から、その表記方法について特段の定めを行っていないことから、改正法施行後も、引き続き、保険者の判断による表記方法で、氏名表記を行って差し支えありませんので、広域連合におかれては適切に対応いただくとともに、都道府県におかれては、その旨、貴管内市町村に周知いただきますようお願いします。